

タンザニア事業設立ハンドブック

－ 改訂版 －

(2020年9月)

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ナイロビ事務所

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

本報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ナイロビ事務所が現地法律事務所 ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）に作成委託し、2020年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび ANJARWALLA&KHANNA・平林拓人弁護士（TMI 総合法律事務所より出向）に係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ナイロビ事務所
E-mail：KEN@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

目次

第1部：会社設立.....	1
1.1 タンザニアで運営可能な事業体の種類.....	1
1.2 事業形態の比較.....	1
1.3 設立登記手続き.....	5
1.4 基本定款および定款の記載事項.....	8
1.5 会社登記情報に関する証明書および社印登録.....	8
1.6 会社登記後に必要とされる登録（登記後要件）.....	9
1.7 支店または子会社の閉鎖.....	9
第2部：ビザおよび在留資格.....	11
2.1 タンザニアへの入国手続き.....	11
2.2 ビザと就労許可の関係.....	11
2.3 ビザ発給に照会を要する場合およびビザの免除.....	14
2.4 再入国許可証.....	14
2.5 滞在期間の延長および在留資格の変更.....	15
2.6 高度な技能を有する外国人専門家（該当者がいる場合）を対象とするポイント制出入国優遇制度.....	15
第3部：タンザニアの税制.....	16
3.1 タンザニアへの投資にかかわる法人税制の概要.....	16
3.2 国内源泉所得.....	16
3.3 法人所得税の概要.....	16
3.4 源泉所得税の概要.....	17
3.5 租税条約.....	17
3.6 消費税の概要.....	18
3.7 個人税制度の概要.....	19
3.8 その他の主な税.....	19
第4部：人材管理.....	22
4.1 法律の適用.....	22
4.2 採用.....	22
4.3 労働契約.....	22
4.4 賃金.....	23
4.5 労働時間、休憩、および休暇に関する制度.....	24
4.6 安全および衛生.....	25
4.7 退職および解雇.....	26
4.8 タンザニアの社会保障制度.....	28
第5部：商標および意匠保護制度.....	29
5.1 商標に関する法律.....	29
5.2 タンザニアの商標制度.....	29
5.3 商標登録の効力と有効期間.....	29
5.4 商標の取り消し.....	29
5.5 登録手続き.....	30
5.6 商標の国際登録.....	31
5.7 模倣品.....	31
5.8 意匠の保護.....	32
5.9 著作権.....	33

タンザニア事業設立ハンドブック

第 1 部：会社設立

タンザニア本土で事業を設立するための法制度は、タンザニア本土とザンジバルで共に適用される所得税法を除き、ザンジバルで事業を設立するための法制度とは異なることに注意が必要である。本稿はタンザニア本土での事業設立に係る法制度に関するものである。

1.1 タンザニアで運営可能な事業体の種類

タンザニアでは、個人事業主、パートナーシップ、保証有限責任会社、および株式会社を含む多くの事業形態を通じて事業を営むことができる。投資家により主に用いられている形態は、私会社（Private Company）または公開会社（Public Company）として設立することが可能な有限責任会社である。タンザニアの会社法は、外国企業と同じ法人格を維持する外国企業の支店の開設も認めている。

2002年会社法（以下「会社法」）は、会社の設立、株式資本、株主の権利、株式公開、会社の運営および管理、会計、取締役の義務、解散の効果、ならびにタンザニアに拠点を置く外国企業に対する規制にかかわる条項を定めている。

1.2 事業形態の比較

1.2.1 タンザニアでの事業を営むために用いられる一般的な事業形態の主な相違点を下表にまとめた。

	支店（外国企業）	パートナーシップ	株式会社
定義	タンザニア国外で設立された会社	利益を得る目的で共通の事業を営む者の間で存在する関係	構成員の責任が、各構成員がそれぞれ所有する株式の未払込金額（存在する場合）に限定される会社
設立時の株主／パートナーの人数	株主の数は外国企業の設立国における株主の数による。	少なくとも 2 人のパートナー	私会社の場合、株主は最低 2 人、最大 50 人 公開会社の場合、株主は最低 2 人（株主数の上限設定なし）

	支店 (外国企業)	パートナーシップ	株式会社
資本金	最低資本金に係る要件はなく、資本金は外国企業の設立国における金額による。	最低資本金に係る要件はない。	私会社に対する最低資本金の法的要件はないが、実務上、会社登記において企業登録・許可庁 (BRELA) により受理される最低資本金は2万タンザニア・シリング (約9米ドル) である。 ただし、実務上、タンザニア歳入庁 (TRA) が 2 万タンザニア・シリング以上への資本金の引き上げを求める可能性があることに注意を要する。 公開会社一般に対する最低資本金の法的要件はない。ただし、ダルエスサラーム証券取引所 (DSE) に上場する公開会社の最低資本金は 10 億タンザニア・シリングである。 銀行業等の特定業種の私会社／非公開会社については、最低資本金に関する特有の規制が存在する。
責任	事業体はその設立国において有限責任を負うかどうかによる。その性質上、本社は支店の行為に対し責任を負う。	パートナーは無限責任を負い、パートナーでいる間に行われたパートナーシップのすべての行為に対し、各パートナーは連帯して責任を負う。	株主の責任は、発行済株式資本の未払込金額に限定される。

	支店 (外国企業)	パートナーシップ	株式会社
取締役/ パートナーの 人数	設立国によるが、支店は会社のために法的文書の送達を受領する1人以上の人員をタンザニアに配置しなければならない。	パートナーシップには、少なくとも2人のパートナーが要求される。	会社は少なくとも2人の取締役を置かなければならない。 会社法は、会社は会社秘書役を置かなければならないと規定している。
規制	支店はタンザニアの会社法により規制されるが、内部の運営は本社の設立文書に則して行われる。 外国企業の設立文書は、会社登記局に登録され、公開される。	パートナーシップはメンバー間の正式な契約 (パートナーシップ契約書/証書) および契約法 (Law of Contract Act (Cap. 345 2002 年改正)) により規制される。 パートナーシップ契約書はメンバー間の私的文書であり、会社登記局に登録される必要はない。	自社の基本定款 (Memorandum of Association) および定款 (Articles of Association) ならびに内規により規定される。 基本定款および定款は公的文書であり会社登記局において登録される。
目的	支店は本社の設立文書に規定された事業活動のみを行うことができる。	パートナーシップは「目的」条項を持たないため、権限超越の原則 (Principle of <i>ultra vires</i>) は適用されない。	会社の目的は、会社の基本定款において規定される。会社には、権限超越の原則が適用される。
株式/ 持ち分の譲渡	会社の設立文書の条項および本社の設立国の法律による。	パートナーシップ契約により規定される。	会社法は、会社の定款に基づく自由な株式譲渡を認めている。 株式の譲渡手続きは会社の定款および既存株主の法定先買権に従う (ただし、決議/定款により先買権が適用除外された場合は除く)。
税	30%の法人税が課せられる。	パートナー個人に10%の所得税が課せられるが、事業体には課せられない。	30%の法人税が課せられる。

	支店 (外国企業)	パートナーシップ	株式会社
財務諸表の提出	外国会社の支店は、毎年、年次財務諸表の作成日から3カ月以内に、その写しを会社登記局に提出しなければならない。	財務諸表の提出義務はない。	私会社および公開会社共に、各事業年度の財務諸表および年次報告書を会社登記局に提出しなければならない。財務諸表は、年次報告書と共に提出しなければならない。年次報告書の日付から28日以内に会社登記局に提出しなければならない。

1.2.2 各事業体の利点および欠点は以下のとおりである。

支店

利点

- (a) 支店登記システムにより、外国企業が会社設立の複雑な手続きを行う必要がない。

欠点

- (a) 外国企業は支店レベルで生じた責任から免責されない。
- (b) 支店設立のために BRELA に支払う登録料は、会社設立の登録料に比べ割高である。

パートナーシップ

利点

- (a) パートナーシップに対する最低資本金の要件はない。
- (b) パートナーシップ契約はパートナー間の私的文書であり、会社登記局に登録する必要がない。

欠点

- (a) パートナーは、ほかのパートナーの行為に対し、連帯して責任を負う。
- (b) 利益はパートナー間で配分されなければならない。
- (c) パートナーシップの存続期間は限られており、パートナーの脱退または死亡により終了することがある。
- (d) 意思決定に際し、パートナーは相互に協議しなければならないが、パートナーが遠隔地に所在する場合、時間がかかる場合がある。

株式会社

利点

- (a) 構成員の責任は株式の未払込金額に限定されることから、構成員の責任が制限される。
- (b) 会社は構成員から独立した法的主体である。よって、自己の名において取引、借入れ、貸し付け、または訴訟の原告もしくは被告となる法的能力を有する。
- (c) 会社の定款および会社法で定められた手続きに従い、取締役および株主の承認を受け、会社が自己株式を売買することができる。

欠点

- (a) 会社登記局に、監査済みの財務諸表および年次報告書を提出しなければならない。これらのすべての書類は公開される。
- (b) 所有と経営が分離しており、所有者がすべての決定を行うものではない。

1.3 設立登記手続き

注記：2018年に、登記局は、すべての企業は6カ月間以内にオンライン登記システム（以下、「ORS」）への登記を行わなければならないと発表した。登記を怠った場合、取締役の変更や資本金の増加等、法定事項の変更ができなくなる。登記局は、2018年3月末から、ハードコピーによる申請を受理しておらず、すべての法定届出および公的調査の申請は、ORSのプラットフォームを介して電子的に行われる。現在、会社の設立は、オンラインで行われており、以前のように登記局で直接受理されることはない。

1.3.1 タンザニアで会社を設立するために必要な情報は以下のとおりである。

(a) 社名案：

会社名は会社登記局により承認されなければならない。提案された会社名が登記可能か否かを確認するために、オンラインで検索が行われる。社名には文字や記号を含むことができるが、「Limited」の語で終わらなければならない。

(b) 会社の株式保有情報：

すなわち、名目資本金、株式数、タンザニア・シリングでの株式価額。例えば、株式資本は10万タンザニア・シリングで、1株100タンザニア・シリングの株式1,000株に分割されるというように記載する。公開会社および特定分野の会社を除き、実務上の最低資本金は2万タンザニア・シリングである。ただし、タンザニア歳入庁により2万タンザニア・シリング以上への資本金の引き上げを求められることがあることに注意すべきである。会社は授權資本額を自由に設定して設立することができ、定款で認められている場合、株式資本を増減することができる。

(c) 株主の詳細：

株主の氏名、実際の住所、生年月日、国籍、および職業等。会社法は、最低 2 人の株主による会社設立を要求している。

(d) 取締役の詳細：

取締役の氏名、実際の住所、生年月日、国籍および過去 5 年間におけるタンザニアのほかの会社での取締役就任歴等。会社には最低 2 人の取締役が必要である。

(e) 会社の実質的所有者¹の正確かつ最新の記録：

記録には下記事項を含めなければならない。

- 氏名（旧姓その他の名を含む）
- 出生日および出生地
- 電話番号
- 国籍、国民識別番号、パスポート番号またはその他の適切な個人識別情報
- 居住住所、郵送用住所および E メールアドレス（もしあれば）
- 職場および職務
- 実質的所有権を生じさせる利益の性質（法的取り決め、金銭的取り決め、債券もしくは社債に関する取り決めまたは非公式の取り決めの詳細を含む）
- 実質的所有者が政治的要職にある人物であるか否かについての誓約または確約

2020 年 7 月 1 日より前に設立された会社は、2020 年 7 月 1 日から 6 カ月以内に、上記の要件に従うこと。

(f) 会社秘書役の詳細：会社法はタンザニアのすべての会社に対し会社秘書役の設置を求めている。

(g) 署名権者の詳細（任意）：取締役および会社秘書役に加え、会社は署名権者を選任することができる。

(h) 会社の登記事務所の詳細：郵送先住所および実際の住所（地番、建物名、道路名）

¹自然人であって、

- a) 会社または取り決めに対し、直接的は間接的に、実質的支配権を最終的に所有または行使する者
- b) 単独であるか、他者と共同であるかにかかわらず、直接的または間接的に、会社もしくは取り決めにおいて実質的な経済的利益を有する、または、会社もしくは取り決めから実質的な経済的利益を受領する者
- c) 代理人を介して取り決めを実施する者、または、
- d) 公式または非公式の契約を介して、何らかの者または取り決めに対し、重要な支配権を行使し、または、影響を与える者

設立時の取締役、秘書役または署名権者に選任された者は、係る選任に同意しなければならない。

1.3.2 会社の設立手続きは、会社登記局に設立文書を提出することにより行われ、以下の手順に従い行われる。

- (a) 社名の予約および承認。
- (b) 設立文書（基本定款および定款）、設立時の株主、取締役、秘書役の詳細を記載する書式 14a、ならびに法令遵守を目的とする書式 14b の作成および署名。
- (c) 会社登記局の ORS による設立文書の提出および株式資本の額に基づく登記手数料の支払い。

	株式資本の額	登記手数料
1.	2 万タンザニア・シリング（約 9 米ドル）超、100 万タンザニア・シリング（約 449 米ドル）以下	9 万 5,000 タンザニア・シリング（約 43 米ドル）
2.	100 万タンザニア・シリング（約 449 米ドル）超、500 万タンザニア・シリング（約 2,243 米ドル）以下	17 万 5,000 タンザニア・シリング（約 79 米ドル）
3.	500 万タンザニア・シリング（約 2,243 米ドル）超、2,000 万タンザニア・シリング（約 8,969 米ドル）以下	26 万タンザニア・シリング（約 117 米ドル）
4.	2,000 万タンザニア・シリング（約 8,969 米ドル）超、5,000 万タンザニア・シリング（約 2 万 2,422 米ドル）以下	29 万タンザニア・シリング（約 131 米ドル）
5.	5,000 万タンザニア・シリング（約 2 万 2,422 米ドル）超	44 万タンザニア・シリング（約 198 米ドル）

(d) 会社登記局からの設立証明書の受領

会社法の下では、基本定款において会社の事業目的を記載しなければならず、会社は基本定款に記載された事業のみを遂行することができ、それ以外の事業の遂行は権限超越となる。ただし、会社の目的を一般商事会社とすることを会社法が認めていることに注意しなくてはならない。しかしながら、実務上、会社登記局は、当該目的を会社の唯一の目的とすることは認めていない。

以下の表は、私会社を設立する際の手続き、完了に要する期間の見込みと公的費用をまとめたものである。

手続き		完了に要する期間の見込み（営業日）	公的費用 （専門家の報酬、付随費用、および付加価値税を除く）
1	会社名の検索および予約	3～5 営業日	社名検索はオンラインで行われ無料であるが、社名の予約費用は5万タンザニア・シリング（約23米ドル）である。社名予約費の支払い後30日間は当該社名が留保される。
2	設立文書の作成および署名	設立文書を作成するための情報の準備状況により 2～5 営業日	公的費用は発生しない（書類の作成に係る弁護士費用は発生する）。
3	会社登記局への設立文書の提出および設立証明書の取得	3～7 営業日	登録手数料および印紙税の額は株式資本の額により異なる。

1.4 基本定款および定款の記載事項

基本定款（Memorandum of Association）および定款（Articles of Association）は、会社の内部統制または経営を規律する会社の組織規程文書であり、株式の発行および譲渡、取締役会および株主総会の活動、取締役の権限および義務、配当の支払い、ならびに会社の借入権限にかかわる内容を含んでいる。会社法は、基本定款および定款が連番を振った段落に分けて記載され、日付が付され、また、基本定款の各署名者により署名されていることを要求する。署名者が会社の場合、署名は、取締役2人または取締役1人と会社秘書役の面前で社印を押印することにより行われなければならない。

基本定款および定款は会社登記局に登録され、公開文書となる。

1.5 会社登記情報に関する証明書および社印登録

会社登記局において会社の登記が問題なく完了した時点で設立証明書が発行される。設立証明書は、会社登記に関する会社法のすべての要件が遵守されていること、および当該会社が会社法の下で正式に登録されたことを証する確定的な証拠である。

会社法における調印の要件として、2人の取締役または1人の取締役と会社秘書役の面前で、社印を押印することが求められる。しかしながら、会社法上、会社は社印を持つ必要はないとされている。取締役1人と会社秘書役、または取締役2人により署名され、（どのような文言であれ）会社によって調印された旨が明示された文書は、社印を用いて調印された場合と同じ効果を有する。ただし、実務上、会社登記局が社印のない証書の登録を拒否した事例がある。従って、タンザニアで設立した会社は、判読可能な文字で社名と住所が刻印された社印をできるだけ持つべきである。

1.6 会社登記後に必要とされる登録（登記後要件）

手続き		完了に要する期間 の見込み(営業日)	公的費用（専門家の報酬、付随費用、および付加価値税を除く）
1	納税者番号（TIN）の登録	3～5日	無料
2	ビジネス・ライセンスの申請	10～14日	申請料はビジネス・ライセンスの種類により異なる。
3	付加価値税登録番号（VRN）の登録	21～30日	無料。なお、VATの申請は、課税対象売上高が、年間1億タンザニア・シリング、または連続した6カ月で5,000万タンザニア・シリングを超えた場合に行う。

注：実務上、新たに設立された会社は、会社の納税者登録を行う前に、取締役のうち1人を納税登録者（納税者番号（TIN）の保有者）としなければならない。取締役が外国人の場合、当該取締役の就労／在留許可の申請の際に会社のTIN証明書が求められることに注意を要する。

1.7 支店または子会社の閉鎖

1.7.1 支店の閉鎖

外国企業がタンザニアに事業拠点を持たなくなる場合、会社登記局に対し速やかに書面で通知しなければならない。当該通知日以降、当該会社の会社登記局への書類提出義務は消滅し、会社登記局は当該会社名を会社登録簿から抹消する。

また、会社登記局は、外国企業がタンザニアに事業拠点を持たなくなったと考える合理的な理由が存在する場合、当該会社名を会社登録簿から抹消することができる。会社登記局による抹消は、会社への通知をもって完了する。

1.7.2 会社の清算

タンザニアで設立された会社は、任意または裁判所により清算することができる。

i) 裁判所による清算

タンザニアの高等裁判所（以下「高裁」）は、タンザニアで設立された会社、および、タンザニア国外で設立されタンザニアにおいて事業を行う会社であって、その設立国または事業所を設立したほかの国において、清算手続きが開始された会社を清算する権限を有する。

高裁が清算命令を出す場合は、高裁はその後のすべての手続きを治安判事裁判所 (Residents Magistrates' Court) で行うよう指示することができる。当該治安判事裁判所は高裁のすべての管轄権および権限を有する。

以下の場合、会社は高裁によって清算される場合がある。

- (a) 会社が特別決議により、高裁により清算される旨を決議した場合
- (b) 会社が設立後 1 年以内に業務を開始しなかった場合、または 1 年間、業務を停止した場合
- (c) 株主の数が 2 人を下回った場合
- (d) 会社が債務返済能力を失った場合
- (e) 高裁が会社の清算を正当かつ公正と判断した場合

ii) 任意清算

会社は特別決議によって任意清算を行うことができ、係る決議の写しを決議後 14 日以内に会社登記局に提出しなければならない。さらに、会社は決議後 14 日以内に、官報および地方紙に広告を掲載することにより、決議がなされたことを通知しなければならない。それらを怠った場合は義務の不履行となる。

会社の任意清算の決議が行われた場合、取締役は、会社の業務を精査し、会社が 12 カ月以内に債務を完済できるとの結論に至ったとする法定宣言を、所定の書式により行わなければならない。会社は会社の業務を終了し、資産を配分するために清算人を 1 人以上任命しなければならない。この任命により取締役の権限は消滅する。

iii) 抹消

会社が事業を行っていない場合、会社自身、いずれかの取締役または会社秘書役は、会社登記局に対し文書で申請することにより、会社を会社登録簿から抹消することを求めることができる。

会社（または取締役もしくは会社秘書役）が抹消の申請を行う場合、会社登記局へ申請書を提出しなければならない。

会社法第 400(3)項に基づき、（会社登記局が自ら開始するのではなく）会社（または取締役もしくは会社秘書役）が抹消を申請した場合は、会社登記局は速やかにタンザニア政府の官報に掲載すると共に、会社に対し、それを妨げる理由が示されない限り、通知日後 3 カ月経過後に会社名が会社登録簿から抹消され、会社が消滅する旨の通知を郵送する。

第 2 部：ビザおよび在留資格

2.1 タンザニアへの入国手続き

タンザニアの出入国管理に関する法律は、2015年外国人（雇用管理）法（Non-citizens (Employment Regulations) Act, 2015）（以下「外国人法」）、および出入国管理法（Immigration Act [Cap 54 R.E 2002]）（以下「出入国管理法」）である。営利・非営利を問わず、就労目的でタンザニアへ入国しようとする外国人は、所持者がそれに記載された職業に従事することを許可する有効な就労許可（または外国人法に基づき発行された有効な免除証書）を取得しなければならず、また、内務省（Ministry of Home Affairs）の移民局（Immigration Services Department：以下「ISD」）の移民局長官（以下「長官」）から発行された在留許可を取得しなければならない。就労許可は外国人法により規定され、在留許可は出入国管理法により規定されている。

タンザニアへの入国しようとする外国人には、以下の入国要件が適用される。

- i) 有効残存期間が 6 カ月以上のパスポートまたは旅行許可証、および
- ii) 以下のいずれか
 - 申請者の氏名で承認された就労許可証および在留許可証、または
 - 国外のタンザニア領事館または指定された入国地点で発行されたビジネス・ビザ、一般ビザ、グラティス・ビザまたは通過ビザ

ビザで入国する渡航者には、有効期間が3カ月以内（東アフリカ共同体加盟国の国民の場合は6カ月以内）のビジター・パス（Visitor's Pass）が発給される。

2.2 ビザと就労許可の関係

2.2.1 ビザ

ビザはタンザニアへの入国を許可するものである。外国人法の下で、以下の種類のビザが発行されている。

a) ビジネス・ビザ

この種類のビザは、一時的にビジネス、取引または専門的な任務の遂行を目的としてタンザニアに入国する他国（日本も含まれる）の国民に対し発給される。ビジネス・ビザは、タンザニアへの 1 回の入国用として発行される。

ビジネス・ビザは、外国人がタンザニアに入国し、タンザニアの法律に従って一時的な任務を遂行することを許可するために発給されるものであり、係る任務は 90 日を超えない期間において遂行されるものでなければならない。監査、機械の設置／修理、特殊なトレーニングの実施、取締役会等の会議への出席等の任務が一時的任務の定義に該当する。なお、ビジネス・ビザは、外国人がどのような形であれ、タンザニアで雇用されることを許可するものではない。

b) 一般ビザ :

一般ビザは、会合、会議、休暇、レジャー、友人訪問、召喚状を受けた出頭や裁判への出廷、および治療を目的としてタンザニアに入国するためにビザを必要とする他国（日本も含まれる）の国民に対し発行される。一般ビザは、1 回の入国用、または複数回の入国用として発行される。

c) グラティス・ビザ

グラティス・ビザは、公務を遂行する外交官や公用パスポートの保持者、公務を遂行する国際機関により認証されたパスポートや旅券の保持者、および（移民局長官の指示を受けて）一般のパスポートや旅券の保持者に対し発行される。グラティス・ビザは1回の入国用、または複数回の入国用として発行される。

d) 数次入国ビザ

数次入国ビザは、タンザニア連合共和国への頻繁な訪問を必要とする、移民局長官が決定する公式訪問、政府の使節、家族との再会のためにまたはその他の状況の下でタンザニアを訪れる外国人訪問者に対し発行される。係る訪問者としては、タンザニアで登記されている会社の取締役でタンザニアに居住していない者、配偶者や家族（家族の再会）、二国間協定の代表者、民間または政府のコンサルタント等が挙げられる。

本ビザの最大有効期間は、12 カ月であるが、数次入国ビザの保持者は、12 カ月連続でタンザニアに滞在することはできない。最長でも3 カ月ごとに出国することが求められる。

e) 通過ビザ

通過ビザは、国外のほかの目的地へ行くためにタンザニアを通過する、いわゆるトランジットの外国人のみに適用される。通過ビザは、7 日を超えない期間で発行される。

2.2.2 就労許可

タンザニアでの就労を希望する外国人は、労働・雇用および青少年育成省（Ministry of Labour, Employment and Youth Development ; 以下「**労働省**」）の労働省長官から就労許可を取得しなければならない。就労許可を取得した外国人は、ビザを取得する必要がない。就労許可は外国人法に基づき発行される。発行される就労許可の種類は、外国人が行う労働の種類によって異なる。外国人法の下では、5 種類の就労許可が発行される。

クラス A	自営業を営む外国人に対し発行される。
クラス B	所定の専門職（医療および保健の専門家、石油・ガスの専門家、科学および数学の教師および大学教師）の外国人に対し発行される。
クラス C	クラス A およびクラス B 以外の職業の外国人に対し発行される。
クラス D	登録された宗教および慈善活動に従事する外国人に対し発行される。
クラス E	難民の外国人に対し発行される。

2.2.3 在留許可

タンザニアでの就労を希望する外国人は、内務省（Ministry of Home Affairs）移民局（Immigration Services Department；以下「ISD」）の移民局長官（以下「長官」）から発行される在留許可を取得しなければならない。在留許可は出入国管理法により規定されている。同許可は、就労許可に基づきタンザニアに居住する意思を有する外国人に発行される。

以下は、出入国管理法に規定されている在留許可の種類である。

- i) クラス A（以下「**クラス A 在留許可**」）：係る許可証は、タンザニアに入国または滞在し、取引、ビジネス、専門職、農業、畜産、鉱物採鉱、または製造業に従事することを意図する個人（通常は投資家）に対し発行される。
- ii) クラス B（以下「**クラス B 在留許可**」）：係る許可証は、タンザニアで所定の職に採用され、その職に就くために必要な資格または技能を有し、その就労がタンザニアにとって有益である（現在、係る技能がタンザニアの労働市場では入手できない）と、長官が認めた申請者に対し発行される。
- iii) クラス C（以下「**クラス C 在留許可**」）：係る許可証は、宣教師、研究者、学生、ボランティア、退職者、またはクラス A もしくはクラス B 在留許可が発行されないそのほかの申請者で、長官が適切と判断する申請者に対し発行される。

扶養家族と共にタンザニアに入国する外国人に対し、移民局主任は、帯同する妻／夫および扶養される子供の名前を、申請者の在留許可に記載し認証する。係る認証により、扶養家族は、各自がビザまたは在留許可を取得する必要なく、在留許可が失効するまでタンザニアに滞在することができる。在留許可上の認証は、在留許可所持者が死亡した日、または所持者の妻／夫または子供が所持者の扶養者ではなくなった日から 1 カ月（または移民局主任が承認する期間）経過後に失効する。

外国人が就労許可を取得後に在留許可が発行されることから、ISD から在留許可を取得する前に、労働省長官から就労許可を取得しなければならないことに注意する必要がある。上記のビザ／許可証の申請のみでは十分ではなく、外国人がタンザニアにおいて事業活動を開始するためには、その外国人のタンザニアへの入国、および／または事業活動の開始を可能

とする(i)ビジネス・ビザ(移民局本部、入国地、および国外のタンザニア領事館で発行される)、または(ii)労働省長官により発行された就労許可と ISD により発行された在留許可の両方を取得しなければならない。

ビジネス・ビザは、上記 2.2.1a)に記載されている目的に対してのみ発行されることに注意する必要がある。

2.3 ビザ発給に照会を要する場合およびビザの免除

いくつかの国の国民は、ビザ発給前に移民局長官による特別な確認手続きを経る必要がある。

当該国の国民について特別な確認手続きを要する国

アフガニスタン、アブハジア、アゼルバイジャン、バングラデシュ、チャド、ジブチ、エチオピア、エリトリア、赤道ギニア、カザフスタン共和国、キルギス共和国、レバノン、マリ、モーリタニア、ニジェール、パレスチナ、セネガル、ソマリア、スリランカ、ソマリランド、シエラレオネ、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、および無国籍者または難民。

以下の国の国民は、タンザニアへの入国に際しビザを必要としない。

当該国の国民のタンザニアへの入国に際しビザを必要としない国

アンティグア・バブーダ、アンギラ、アシュモア・カルティエ諸島、バハマ、バルバドス、バーミューダ、ベリーズ、ブルネイ、英領バージン諸島、英領インド洋地域、ボツワナ、キプロス、ケイマン諸島、チャンネル諸島、ココア島、クック諸島、クリスマス島、ドミニカ、フォークランド諸島、ガンビア、ガーナ、ジブラルタル、グレナダ、ガンジー、ギアナ、ハード島、香港、マン島、ジャマイカ、ジャージー、ケニア、キリバス、レソト、マラウィ、モントセトラ、マレーシア、マダガスカル、マルタ、モーリシャス、マカオ、モザンビーク、ナウル、ニウエ島、ノーフォーク島、ナミビア、パプアニューギニア、ルワンダ、ルーマニア、ロス海属領、サモア、セイシェル、シンガポール、スイス、ソロモン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、セントビセント、セントヘレナ、南アフリカ共和国、トリニダード・トバゴ、タークス・カイコス諸島、トケラウ、トンガ、ツバル、バヌアツ、ウガンダ、ザンビア、およびジンバブエ。

2.4 再入国許可証

就労許可証は、係る許可証の所持者がタンザニアを出国した場合でも失効しない(ただし、就労許可証の所持者は、許可証の期間満了前にタンザニアに帰国しなければならない)。一般/1回入国用ビザおよび通過ビザは1回の入国のみを認めている。複数回入国用のビザは所持者のタンザニアの入国を1回以上認めており、発行された有効期間に応じて更新することができる。タンザニアへの入国書類(就労許可、在留許可、またはビザ)の有効期限が終了次第、その所持者は出国しなければならず、再入国のためには新たな入国書類取得手続きを行わなければならない。

2.5 滞在期間の延長および在留資格の変更

出入国管理法の下で、移民局長官は在留許可の期間を2年以内に限り延長することができるが、当初の在留許可の有効期間とその延長期間の合計は、いかなる場合においても5年を超えることはできない。

就労許可についても、当初の許可期間と更新期間の合計が、いかなる場合においても5年を超えない限りにおいて延長することができるが、例外的に、投資を通じてタンザニアの経済または繁栄に大きく貢献した投資家については、10年以上滞在することができる。

外国人法は、就労許可の期間終了後において、その所持者が国内に残留することができる猶予期間を付与していないことに注意すべきである。

外国人法は在留資格の変更について定めていない。

2.6 高度な技能を有する外国人専門家（該当者がいる場合）を対象とするポイント制出入国優遇制度

タンザニアには高度な技能を有する外国人専門家に対するポイント制出入国優遇制度はない。

第3部：タンザニアの税制

3.1 タンザニアへの投資にかかわる法人税制の概要

法人がタンザニアの法律の下で設立された場合、または課税対象年度のいずれかの時点において経営および業務管理がタンザニアで行われた場合、係る法人は税法上の居住者となる。タンザニアに支店その他の恒久的施設を有する非居住法人は、居住法人と同様に課税されるが、居住法人は全世界での所得に対し課税されるのに対し、非居住法人はタンザニアで得た所得に対してのみ課税される。タンザニアにおける税には、法人所得税、源泉徴収税、付加価値税、物品税、キャピタルゲイン税、輸入税、印紙税が含まれる。

タンザニア政府は、鉱業採掘セクターに従事する企業への課税に関して各種の変更を行った。これらの変更により、宝石用原石およびダイヤモンドに対するロイヤルティーは5%から6%に、金およびその他の鉱物に対するロイヤルティーは4%から6%に、それぞれ引き上げられた。鉱業セクターについては、すべての鉱物の総輸出額に対する1%の検査費が追加で課される。

3.2 国内源泉所得

タンザニアにおける国内課税対象所得には以下が含まれる。

- (a) タンザニアに起因する事業所得
- (b) タンザニアに起因する給与所得
- (c) ロイヤルティー
- (d) 貸付利子
- (e) タンザニア企業からの配当金
- (f) 資産の売却または移転による利益

3.3 法人所得税の概要

法人所得税は、居住法人および非居住法人の恒久的施設の所得に対し30%の税率で、鉱業、石油、およびガス会社に対し技術および管理面のサービスを提供する企業には、売上の5%の税率で課税される（5%の税率は当該金額を源泉徴収することにより課税される）。タンザニアへの投資の処分益は、係る投資が所得源泉地ルールに該当する場合に所得税の対象となり、処分益に対し30%が課税される。

ダルエスサラーム証券取引所（DSE）に上場しているすべての法人に、連続して3年間にわたり25%の低減税率が適用されるが、その資格を得るためには、会社の株式の少なくとも30%をDSEに上場しなければならない。

納税が行われなかった場合、所得税コミッショナーは徴収のため税務担当者または会社を訴えることができる。法人の担当者によって行われた税法違反に対し、当該法人の幹部職員

が個人的に責任を負う場合があり、また、即決裁判により責任を負う場合がある。刑事罰は、税法違反の性質に応じ、所得税法で定められている。

2020年財政法（Finance Act, 2020）により、タンザニア AIDS 委員会法（Tanzania Commission for AIDS Act）に基づき設立された AIDS 信託基金に対する寄付金およびコロナウィルス感染症（COVID-19）対策のための政府への寄付金に対する所得税控除が導入された。よって、係る費用は、法人課税所得の計算において控除できる。

3.4 源泉所得税の概要

その株式の 25%以上を支配する会社に支払われる配当金に対し、支払先の会社が居住法人の場合は 5%、非居住法人の場合は 10%が課税される。DSE の上場会社が非居住者の個人または非居住法人に支払う配当金については、5%が課税される。上記以外の配当金については、居住法人および非居住法人を問わず、10%が課税される。

居住者および非居住者に対し支払われる貸付利息は源泉徴収税の対象であり、10%が課税される。受取人がタンザニア銀行法に基づきライセンスを有する金融機関である場合、源泉徴収税は課されない。

居住者からほかの居住者に支払われたロイヤルティーは、15%の源泉徴収税の対象である。居住者から非居住者に支払われたロイヤルティーについても、15%の源泉徴収税の対象となる。

管理サービス、技術的サービス、代理店サービス、契約上のサービス、専門的サービス、またはコンサルタント・サービスへの対価としての支払い（雇用者から被雇用者への支払いは除く）と定義される管理手数料および専門家報酬に対しては、それがどのように算出されるかを問わず、源泉所得税が課せられる。管理手数料／専門家報酬に対する源泉所得税率は、5%である。

(i) 送金業者に対する送金手数料、(ii) 商業銀行に対する料金、手数料その他の費用、(iii) デジタル決済業者に対する料金、手数料その他の費用を支払う居住者は、10%の源泉徴収税を支払うことが求められる。以前は、源泉徴収税は、送金業者に支払われる手数料のみに課されていた。この改正は、有料で送金サービスを提供するすべての銀行業者、デジタル決済業者およびモバイルマネー業者を公平に取り扱うことを意図している。

3.5 租税条約

現在、タンザニアは、所得に対する二重課税回避および脱税防止を目的とする多国間協定である東アフリカ共同体二重課税防止条約（EACDTA）を締結している。締結国はタンザニア、ケニア、ウガンダ、ブルンジ、およびルワンダである。本協定は、居住国に対し、所得に係る居住国の税額に対し源泉国の税額を控除する義務を負わせること、または当該所得を免税とすることにより、締結国間での二重課税を回避しようとしている。タンザニアは本協定に調印しているが、批准はこれからである。

タンザニアは、カナダ、デンマーク、フィンランド、インド、イタリア、ノルウェー、南アフリカ共和国、スウェーデンおよびザンビアと発効済みの租税条約を締結している。

3.6 消費税の概要

付加価値税

タンザニアでは、課税対象者により行われる経済活動において課税対象となる供給が行われた場合、タンザニア本土での経済活動に係る物品、サービス、および不動産の供給に対し付加価値税が課せられる。タンザニア本土外のいかなる場所からの課税対象物の輸入に対しても付加価値税が課せられると共に、関税法上の手続きが適用される。タンザニア本土外において消費または享受されたものは、その証明により無税扱いとなる。

付加価値税は、課税対象の物品およびサービスの供給に対し、標準税率対象の供給の場合は18%が課税され、物品またはサービスの輸出の場合は0%である。

2014年付加価値税法（以下「付加価値税法」）は、鉱業、石油、ガス、および特別加工特区に対し税制優遇を与えている。また、何種類かの物品およびサービスについては、その供給または輸入に対して付加価値税が免除される。これらの物品およびサービスは、付加価値税法の第2部に記載されている。

付加価値税の免除対象は、天然ガス用パイプ、パイプの運送および配送、天然ガスの計量機器、ガスの受入設備、フレアガス・システム、配管システムおよびパイプラックの直接かつ独占的輸入に係るすべての課税対象供給にも拡大された。

また、付加価値税法は、税の還付、つまり取引業者に対する納付額の返還の申請も認めている。所定の会計期間における納税義務額が控除額を上回る場合、または所定の会計期間における納税申告額が常時、控除限度を超過している場合、課税対象者は、付加価値税の還付を申請することができる場合がある。還付の処理がなされた場合は、銀行間決済システム（TISS）、または受領者の銀行口座を通じて納税者に還付される。外交官および国際機関による付加価値税の還付申請は歳入庁長官に対し行なわなければならない。

物品税

物品税は、物品税法（Exercise(Management and Tariff) Act）に基づき、国産または輸入された特定の物品およびサービスに対し、異なる税率で課税される。物品税は、固定の税率および価格に対応した税率により課税される。

ワイン、スピリット、ビール、ソフトドリンク、ミネラルウォーター、フルーツジュース、記録済みのDVD/VCD/CD、たばこ、刻みたばこ、石油製品、および天然ガス等のいくつかの物品は固定の税率で課税される。

価格に対応した異なる税率により課税される物品には、送金サービス、電子通信サービス、課金制テレビサービス、自動車、特定の航空機、武器、化粧品および薬物が含まれる。

3.7 個人税制度の概要

タンザニアでは、自然人の所得税は源泉地を基準に課せられ、居住者と非居住者で異なる。非居住者の所得については、タンザニアで発生または源泉した所得のみタンザニアで課税される。居住者については、全世界の所得がタンザニアで課税される。2004年所得税法（Income Tax Act, 2004）に従い、下記のいずれかに該当する個人は、当該課税年度においてタンザニアの居住者とみなされる。

- (a) タンザニアに定住地を持ち、当該課税年度のいずれかの期間にタンザニアに滞在している。
- (b) 当該課税年度に累積で183日以上タンザニアに滞在している。
- (c) 当該課税年度およびそれ以前の2年間の各課税年度において平均で122日間を超えてタンザニアに滞在している。
- (d) 当該課税年度に外国に配属されたタンザニア政府の被雇用者または官吏である。

上記の定義より、タンザニア連合共和国に定住地を持たない個人であっても、上記(b)、(c)および(d)のいずれかの基準に該当する場合は、居住者とみなされる。

居住者に対する累進課税の最高税率は30%である。非居住者の雇用所得には一律30%の税率が適用される。事業売上が年間2,000万タンザニア・シリングを超えない個人に対しては一定の推定税率が適用される。収入の源泉がタンザニアにある投資の売却に対し、居住者は10%、非居住者は20%の税率が適用される。海外を源泉とする投資の居住者による売却に対しては、30%の税率が適用される。

非居住者または実質的所有者の代理人である居住者は、当該非居住者がタンザニアで直接的または間接的に得た所得に対する所得税の支払いを求められる。係る所得は、居住者との事業上の結びつき、タンザニアの不動産、居住者により履行された支払い、またはタンザニアに存在する資産の譲渡から生じる。

3.8 その他の主な税

3.8.1 キャピタルゲイン税

タンザニアでは、土地または建物に係る権益の実現により得た利益に対しキャピタルゲイン税が課税される。土地または建物に係る権益を有する者は、当該権益の所有権を、売却、交換、移転、分配、キャンセル、償還、破壊、または放棄により手放した時点において（消滅する実体に係る権益の場合は、それが消滅する直前において）当該権益を実現したものとみなされる。

所得税法は、タンザニアに所在する土地または建物に係る権益の実現により利益を得た個人に対し、一括払いによるキャピタルゲイン税の支払いを求めている。キャピタルゲイン税は、市場価額または受領した対価のうち、いずれか高額な方の10%で算出される。

タンザニアにおける投資資産の実現（Realization）に際して遵守すべき要件が導入された。2020年7月1日より、投資資産の実現により利益を得る者は、(i) 資産の実現から14日以内に長官に通知すること、(ii) 利益の実現日から30日以内または長官が決定するその他の期

間内に、当該利益に対する分割払いによる税金を支払うことが求められる。利益の実現日とは、(a)売買契約の締結日、(b)実現した資産の占有、使用もしくは支配を終えた日、または(c)実現した資産の対価の一部またはすべての支払日のうち、より早く到来する日、と定義される。

保留地の使用許諾権または利権の譲渡により実現した利益に対するキャピタルゲイン税が導入されている。以前は、土地の権益の実現により生じた利益が、キャピタルゲイン税の対象とされており、係る利益に対するキャピタルゲイン税を免除する規定はなかった。しかし、本改正は、保留地の利権の譲渡により生じた利益については、以前はキャピタルゲイン税が免除されていたことを示唆している。

3.8.2 技能・開発税 (SDL)

タンザニアでは、職業教育訓練法 (Vocational Education Training Act Cap 88) および所得税法に基づき、タンザニア歳入庁 (TRA) によりSDLが徴収されている。

SDLは、所定の時点において、雇用者から当該雇用者が雇用している従業員に対してなされたすべての支払いの総額を基に課税される。SDLは雇用者により支払われるべきものであることに留意すべきである。

総報酬額は、従業員が雇用または提供した役務に関連して受領した給与、賃金、休暇の代替給、手数料、コミッション、ボーナス、報奨金、旅費、福利厚生費その他の手当の総額である。

雇用者が従業員に対し1カ月以下の周期または1カ月以上の周期で報酬を支払う場合であっても、報酬が1カ月ごとに支払われるものとして適用され、当該月に従業員に対し支払うべき報酬が、報酬が1カ月ごとに支払われるものとした場合に、当該従業員に支払うべき報酬とみなされる。

従業員が4人以上の場合のみ、雇用者に対しSDLが課せられることに留意すべきである。

SDLに適用される税率は、該当月に全従業員に支払われる総報酬額の4.5%である。SDLの対象となる従業員には、正社員、パート社員、二次被用者、および臨時従業員が含まれる。

3.8.3 輸入税

タンザニアはEAC関税同盟の加盟国である。このため、2004年東アフリカ共同体関税法 (East Africa Community Customs Management Act, 2004 : 以下「EACCMA」) に基づく輸入税が適用される。物品の輸入には、その性質と価格に応じて輸入税が課せられる。輸入税の税率は、物品の性質および品目ごとに定められ、EAC関税同盟設立議定書の附属書I (共通対外関税コード (Common External Tariffs Code) と呼ばれる) に記載されている。

EAC関税同盟加盟国は、以下の税率により3段階の対外共通関税を課すことで合意した。：中間財でその後の生産に使用される原材料および資本財に対して0%、最終財に対して25%。輸入税は輸入者が納付する。EACCMAは同法の付則5で免税品を定めているが、

免税は特定の支援団体や援助資金で設立された組織に関する特定の物品のみに適用される。

3.8.4 印紙税

印紙税は、印紙税法の付則に記載された法律文書であって、タンザニアにおいて作成されたもの、またはタンザニアにおいて実施された事項に関しタンザニア国外で作成されたものに対し課税される。印紙税は、対価額または市場価額のいずれか高額な方に対し1%が課せられる。

印紙税法上、タンザニア本土においていずれかの者により締結された課税対象の法律文書は、締結後30日以内に印紙税を支払わなければならない、ほとんどの場合、係る法律文書の作成者または署名者により支払われる。

3.8.5 移転価格税制

移転価格に関する規則は、関連企業間での物品の販売、サービスの提供、無形資産の譲渡、資金の貸し付けまたは借入れに関する国境を越えた取引における価格の取り決めは、独立当事者原則によるものでなければならないと規定している。一方の当事者が、他方当事者の事業の運営、支配もしくは資本に直接的もしくは間接的に関与している場合、または第三者がその両者の事業の運営、支配もしくは資本に直接的もしくは間接的に関与している場合、係る当事者は、他方当事者の関連当事者とされる。

支店と本社の間取引にも移転価格規則が適用される。移転価格規則の大部分は、多国籍企業のための移転価格ガイドライン（Transfer Pricing Guidelines for Multination Enterprises）が定める原則をモデルとして作成されており、納税者に対して、移転価格書類を作成・保管し、タンザニア歳入庁の求めに応じて係る書類を提出することを要求している。

3.8.6 過小資本規則

過小資本規則は、貸付利子支払いの税控除を、所得年度中のいずれかの時点における会社の借入総額の最高額が、会社の利益準備金総額と全クラスの払込済株式総額の合計額の、3分の7を上回らない限度でのみ認めている（負債・資本比率は7：3）。過小資本規則は、非居住法人が単独で、またはほかの4社以下の会社と共に会社を支配しており、かつ、その会社が2006年銀行および金融機関法（Banking and Financial Institutions Act, 2006）のもとで免許を与えられた銀行または金融機関ではない場合に限り適用される。

第 4 部：人材管理

4.1 法律の適用

タンザニアにおける雇用および労働関連事項に適用される主な法律は、以下のとおりである。

- (a) 2004 年雇用および労働関係法 (The Employment and Labour Relations Act, 2004 : 以下「**ELRA**」) : 労働者の基本的権利を宣言し定義すると共に、雇用の基本条件および関連事項について規定。
- (b) 労働機関法 (2004 年法律第 7 号) (The Labour Institutions Act (Act No.7 of 2004) : 以下「**LIA**」) : 労働関係機関の設置、その機能、権限および義務、および関連事項について規定。
- (c) 2013 年労働機関賃金令 (The Labour Institutions Wage Order, 2013)
- (d) 2003 年労働衛生安全法 (The Occupational Health and Safety Act, 2003 : 以下「**OHSA**」) : 適法に職場に所在する労働者およびすべての者の安全・衛生・福利厚生について規定。

4.2 採用

ELRA の下で、すべての雇用者は、雇用において機会均等を促進し、雇用指針および、実務における差別の撤廃に努めることが求められている。ELRA は、いかなる雇用者も、直接的であれ間接的であれ、いかなる雇用指針および実務においても、肌の色、国籍、民族、出身地、人種、出身国、社会的境遇、政治的意見、宗教、性、性別、妊娠、配偶者の有無、家族への責任、障害、HIV/エイズ、年齢、または身分により差別してはならないと規定している。

4.2.1 雇用のための照会

タンザニアの労働法において、雇用に際して被雇用者の紹介状確認や身元調査を行うことについて制限はない。ただし、労働者の憲法上のプライバシー権に留意して慎重に対応する必要がある。

4.2.2 人材紹介機関

タンザニアには政府が運営する人材紹介機関がない。民間の人材紹介機関は存在するが、タンザニアには、人材紹介機関を対象として規制する法律はない。

4.3 労働契約

以下は、ELRAが定める雇用契約のタイプである。

- (a) 期間の定めのない契約
- (b) 専門職および経営幹部に係る有期契約 (12 カ月以上)

(c) 特定の任務に係る契約

雇用契約は書面で行われなければならない。労働者が勤務を開始した際に、以下の詳細を定めた雇用契約を労働者に提供しなければならない。

- (a) 労働者の氏名、年齢、住所、および性別
- (b) 採用地
- (c) 職務内容
- (d) 雇用開始日
- (e) 契約の種類および期間
- (f) 勤務地
- (g) 勤務時間
- (h) 報酬、その計算方法、および現物支給の明細
- (i) その他の所定の項目

労働者が上記項目について理解できない場合、雇用者は、労働者が理解できる方法で労働者に説明しなければならない。勤務が1カ月に6日未満の労働者については上記項目の記載を要しない。雇用者が上記の項目を記載した書面の作成を怠った場合、主張された労働条件を証明または反証する責任は雇用者が負う。

4.4 賃金

LIAは、以下を目的とする賃金審議会（Wage Board）の設立を規定している。

- (a) すべての業種および地域における賃金および労働条件に関する調査の実施
- (b) 登録された労働組合、雇用者、および登録された雇用者協会による団体交渉の促進
- (c) 公共サービスに対し責任を有する長官への提言

労働・雇用省長官（The Minister for Labour and Employment）は、賃金審議会からの提言を考慮のうえ、すべての業種および地域における最低賃金およびほかの雇用条件を定める、賃金および労働条件規制令（賃金令：Wages Order）を制定し、通達により公示する権限をLIAにより与えられている。賃金令は、最低賃金および業種別最低賃金を規定する。直近では、2013年6月28日付の通達第196号により行われている。

賃金令第2条に定められているように、賃金令は民間セクターの労働者および雇用者のみに適用される。

賃金令の別表1において規定される賃金は雇用者が労働者に対し支払うべき最低賃金であるが、そこに規定された金額以上の賃金を支払うことについて制限はない。同別表に規定された金額以上の賃金を受け取っているすべての労働者は、当該賃金を継続して受領しなければならない。

さらに、賃金令の4(4)項は、最低賃金に対する条件が、団体交渉による労使協定を通じ、または別途合意により改善されなければならないとしている。

4.5 労働時間、休憩、および休暇に関する制度

労働者に対し許容し得る、または要求し得る最長の所定労働日数および所定労働時間は、以下のとおりである。

- (a) 1週間に6日
- (b) 1週間に45時間
- (c) 1日に9時間

労働者は所定時間を超過し労働することができるが、いかなる場合であっても1日12時間を超過して労働することを要求してはならない。

さらに、ELRAは雇用者が労働者に対し、以下を認めなければならないと定めている。

- (a) 労働の終了から開始までの間、連続した少なくとも12時間の休息时间
- (b) 週の最後の勤務日から翌週の最初の勤務日の間における少なくとも24時間の休息时间

労働者は、1年間の年次休暇周期において、連続した少なくとも28日間の休暇を取得する権利を有し、係る休暇には、休暇期間に到来する公休日も含まれる。雇用者は、係る年次休暇が下記期間内に取得されることを条件として、労働者の年次休暇の取得時期を決定することができる。

- (a) 年次休暇周期の終了後から6カ月
- (b) 次の場合には、年次休暇周期の終了後から12カ月
 - ・労働者が同意する場合
 - ・延期が雇用者の業務上の必要性により正当化される場合

連続して5時間以上労働する労働者は少なくとも60分の休息をとる権利を有するが、雇用者は、作業が放置できない場合、またはほかの労働者では作業できない場合に限り、当該労働者に対し休息時間中に労働することを求めることができる。

4.5.1 時間外労働

ELRAにおいて、時間外労働とは、所定労働時間を超えて行う労働を意味する。

労働者は、双方の合意に基づいて労働する場合を除き、時間外労働を行ってはならない（当該合意があっても、労働者に12時間の制限を超えて労働することを求めてはならない）。労働者は、いかなる4週間の周期においても50時間を超える時間外労働を行ってはならない。雇用者は、時間外労働に対し、基本賃金の1.5倍以上の賃金を労働者に支払わなければならない。

4.5.2 産休および父親産休

産休

ELRA の下で、労働者は 84 日間の有給産休、または 2 人以上を出産した労働者の場合は 100 日間の有給産休を取得する権利が与えられている。

労働者は、出産予定日の 3 カ月前に、雇用者に対し、産休を取得する旨を医療機関の証明書と共に通知しなければならない。労働者は、出産予定日の 4 週間前に産休を開始することができるが、医療従事者が労働者または胎児の健康にとり必要であると認める場合は、それ以前に開始することができる。

労働者は、医療従事者が労働者に問題はないと証明する場合を除き、産後 6 週間は労働するよう求められてはならない。

父親産休

労働者が生まれた子供の父親で、出生から 7 日以内に取得する場合、有給で 3 日間の父親産休を取得することができる。何人の子供が生まれようと、3 年の休暇周期内に労働者が取得できる日数は合計 3 日である。

産休および父親産休は、年次休暇の取得日数には算入されない。

4.6 安全および衛生

タンザニアでの職場の安全および衛生については OHSА により規定されている。OHSА は、火災の防止にかかわる規定を定め、各雇用者に対し、工場または職場への適切な非常口の設置、引火性物質の適切な保管手段、ならびに救急箱の設置等を義務付けることにより、労働者を保護している。

工場や職場の所有者または占有者は、指定された手数料と共に、申請書を、工場・職場主任調査官（Chief Inspector of Factories and Other Workplaces：以下、「主任検査官」）に送付し、当該工場または職場を登録しなければならない。主任検査官は、施設が工場または職場としての使用に適していると判断した場合、係る施設を登録し、申請者に対し登録証明書を発行する。OHSА に基づく登録後は、OHSА による年次検査が実施され、労働衛生および安全要件を満たし、所定の費用が支払われた後、当該工場または職場の占有者に対し OHSА に基づく適合ライセンスが 12 カ月ごとに発行される。

OHSА 第 11 条に基づき、いずれかの工場または職場において 20 人以上の労働者を雇用する雇用者は、書面で衛生・安全代表者を任命しなければならない。50 人の労働者に対し 1 人の衛生・安全代表者を置かなければならない。衛生・安全代表者の役割には、衛生および安全措置の効果検証、潜在的な危険の確認、ならびに事故、ニアミス、負傷、病気および雇用者による違反の報告等が含まれる。

有資格産業医、または必要な場合は主任検査官が承認した有資格医療従事者により、雇用への適応性および労働者の健康状態に対する徹底した配置前、および定期的な検診を行わなければならない。労働者は、危険または健康を害する状況に気づき次第、可及的速やかに、雇用者および工場や職場の衛生・安全代表者に報告しなければならない。

4.7 退職および解雇

雇用の終了に関する規定は ELRA に定められており、雇用の終了は以下のようになされる。

- (a) 合法的な終了には以下が含まれる。
 - (i) 合意による雇用の終了
 - (ii) 雇用契約に基づく自動的な終了、および
 - (iii) 下記事由等に基づく雇用者による解雇：

- 労働者の疾病または負傷
- 雇用契約の通知条項
- 労働者の悪い勤務評定
- 労働者の非合法的ストライキへの関与
- 労働者の重大な不正、故意の財産損壊、他者の安全に対する故意の危害、重大な懈怠、暴行および著しい不服従等の労働者の非行
- 業務上の必要性

ELRA は、解雇の際の労働者の保護、解雇する場合に行うべき適切な手続きを定めている。同法は、解雇する際に労働者に支払うべき手当を定めている。手当には、解雇前になされた労働に対する報酬、未取得の年次休暇に対する代替金、未完了の休暇周期中に生じた未取得の年次休暇に対する代替金、解雇通知の代わりに支払われるべき解雇予告手当、支払われるべき解雇手当、および労働者の採用地までの交通手当が含まれる。さらに、雇用者は、解雇に際し、所定の雇用証明書を発行しなければならない。

ELRA は、解雇が不公正となる状況を定めている。雇用者が以下を証明できない場合、係る解雇は不公正であり禁止される。

- (a) 解雇理由が確かに存在すること
- (b) 解雇理由は労働者の行為、能力もしくは適合性に関連し、または雇用者の業務上の必要性に基づく正当な理由であること

以下は不公正な解雇の例である。

- (i) 雇用者が労働者にとり雇用継続を耐え難いものにする
- (ii) 契約の更新への合理的な期待があるにもかかわらず、有期雇用契約を同内容または同等の内容で更新しないこと
- (iii) 産休または父親産休の後に労働者が勤務を再開するのを拒否すること、および
- (iv) 雇用者が複数の労働者を同一または類似の理由で解雇した後に、当該労働者の一部のみを再雇用を申し入れ、それ以外の労働者を再雇用しないこと

4.7.1 通知による終了

いずれの当事者も、雇用法に定められた以下の期間内にほかの当事者に対し契約の終了を通知することにより、雇用契約を終了することができる。

- (a) 雇用開始後1カ月以内に通知が行われる場合は7日前、また、その後においては、

- (b) 1日ベースまたは1週間ベースでの雇用の場合は4日前
- (c) 1月ベースでの雇用の場合は28日前

契約書において通知期間をより長く設定することができるが、合意された通知期間は雇用者および労働者の両者について同じ長さでなければならない。終了通知は、終了する理由および通知日を記載した書面により行わなければならない。ELRAは、休暇期間中に通知を行うこと、休暇期間中に通知期間を進行させることを禁止している。

労働者は通知期間中は勤務しなければならない、労働者が勤務を拒否した場合、雇用者は雇用終了に際して支払うべき手当から差し引くことができる。

上記のとおり、解雇が不公正である場合、雇用者の通知により雇用契約を終了することはできない。

4.7.2 即時解雇

タンザニアの雇用法において、即時解雇は2007年適正実務規則（Code of good practice rules of 2007）において定められている。タンザニアにおいて、即時解雇は重大な契約違反に限り行うことができる。

4.7.3 余剰人員を理由とする契約終了

整理解雇は、雇用者の経済的、技術的、組織構造的、または同様の理由による業務上の必要性に基づく解雇である。ELRAに従い、雇用者が以下を証明できない場合、整理解雇は不公正である。

- (a) 解雇理由が確かに存在すること。
- (b) 解雇理由は雇用者の業務上の必要性に基づく正当な理由であること、および
- (c) 雇用は公正な手続きにより終了したこと。

4.7.4 雇用終了時における雇用者の義務

ELRA 第 43 条は、雇用契約が労働者の採用地と異なる場所で終了した場合において、雇用者に対し、労働者への採用地までの交通手段の提供を義務付けており、雇用者は以下のいずれかを行わなければならない。

- (a) 労働者およびその私物の採用地への輸送
- (b) 労働者への採用地までの交通費の支払い、または
- (c) 契約終了日と労働者とその家族の採用地への移動日との間に期間がある場合、労働者への採用地までの交通費と当該期間における日当の支払い。交通費は、少なくとも採用地の最寄りのバス停までのバス運賃と同額でなければならない。

労働者は解雇手当を受け取る権利を有している。雇用者は、10年を上限とし、労働者の勤続1年につき最低7日分の基本給に相当する解雇手当を支払わなければならない。

契約の終了時点において、雇用者は従業員に対し以下を支払わなければならない。

- (a) 終了前に行った労働に対する報酬
- (b) 未取得の年次休暇に対する代替金
- (c) 未完了の休暇周期中に生じた未取得の年次休暇に対する代替金

雇用者は、解雇に際し、労働者に対し所定の雇用証明書を発行しなければならない。

4.8 タンザニアの社会保障制度

4.8.1 国家社会保障基金（National Social Security Fund：以下、「**NSSF**」）

本基金は、国家社会保障基金法（National Social Security Fund Act [Cap 50 R.E 2002]：以下、「**NSSFA**」）により規定されている。NSSFAは60歳の定年時に備えるものであり、すべての雇用者に対し、採用日後のすべての納付期間において、NSSFに対し、所定割合の雇用者負担分と労働者負担分からなる社会保険料の納付を義務付けている。適用される保険料率は基本給月額額の20%で、雇用者負担分及び労働者負担分はそれぞれ10%である。

4.8.2 公務員社会保障基金（The Public Service Social Security Fund：以下、「**PSSSF**」）

本基金は、2018年公務員社会保障基金法（Public Service Social Security Fund Act, 2018）により規定されている。同法は、退職年齢を60歳と定めており、被雇用者の採用日から、当該被雇用者の雇用期間中の全拠出期間中、所定の割合による雇用者拠出部分と被雇用者拠出部分から成る拠出金をPSSSFに支払うことをすべての雇用者に求めている。適用される割合は、被雇用者の毎月の基本給の20%であり、その内5%が被雇用者の拠出部分、15%が雇用者の拠出部分と定められている。

4.8.3 労働者補償基金（The Workers Compensation Fund：以下「**WCF**」）

WCFは労働者補償法（Workers Compensation Act No. 20 of 2008）に基づき設立された社会保障基金である。本基金は、雇用に起因する、または雇用の過程における業務上の傷害を受けた労働者や業務上の疾病を患った労働者の救済を任務としている。労働者が死亡した場合、所定の基準により被扶養者に対し補償する責任を有している。本スキームは社会保障および社会保険の原則に基づき運営されている。

2016/17年度において、各雇用者の負担料率は労働者の収入金額（賃金総額）の1.0%である。

本基金において、労働者の月間収入金額（賃金総額）とは、基本給および基本給に併せて定期的に支払われるすべての固定手当を含むものをいう。

4.8.4 国民健康保険基金（National Health Insurance Fund：以下、「**NHIF**」）

本基金は、国民健康保険基金法（National Health Insurance Fund Act [Cap 395 R.E 2002]）により規定されており、加入者納付金は雇用主と労働者が支払うが、雇用者は労働者の基本月給の3%を負担し、労働者は3%を負担する。本基金は、雇用者/被雇用者の強制加入基金である。

第5部: 商標および意匠保護制度

5.1 商標に関する法律

注記：2018年に、BRELAは、オンラインでの登記をすべての企業に求めるオンライン登記システム（以下、「ORS」）を導入した。登記を怠った場合、取締役の変更や資本金の増加等、法定事項の変更ができなくなる。2018年3月末以降、登記局は、ハードコピーによる申請を受理しておらず、すべての法定届出および書類の提出は、ORSプラットフォームを介して電子的に行われる。したがって、現在、商標登録はオンラインで行われており、以前のように登記局で直接受理されることはない。

タンザニアにおける商標は、2002年商標・サービスマーク法（Trade and Service Marks Act (Cap 356 R.E 2002)）により規定されている。タンザニアは世界知的所有権機関（World Intellectual Property Organisation : WIPO）（工業所有権の保護に関するパリ条約：以下「条約」）およびアフリカ広域知的財産機関（African Regional Intellectual Property Organization : ARIPO）の加盟国である。タンザニアは、商標の国際登録制度であるマドリッド制度（Madrid System）の加盟国ではない。

5.2 タンザニアの商標制度

タンザニアにおいて商標を取り扱う機関は、商標・サービスマーク登録局（Trade and Service Marks Registry : 以下「登録局」）であり、その責任者は商標・サービスマーク登録官（以下「登録官」）である。タンザニアの市民および外国人（法人を含む）はタンザニアで商標を登録するために登録局に出願することができる。商標は物品およびサービスについて定められた分類に従い登録される。タンザニアの商標分類は、商標登録のためのニス分類（現在は第11版）に従っている。

5.3 商標登録の効力と有効期間

登録された商標は、登録日から7年間有効であり、その後は、登録の失効日から10年間について更新される。商標登録が失効した場合であっても、失効日から1年以内に商標登録申請がなされた場合には、当該商標は登録簿に登録済の商標として扱われる（失効日直前の3年間において当該商標の善意使用が行われなかった場合に限る）。

5.4 商標の取り消し

申請直前（1カ月以内）まで連続して3年以上の期間にわたり、登録された商標権者が商標を使用していない場合、不服を有する者の裁判所への申し立てにより、登録官は、登録されたいかなる物品およびサービスについても、登録済の商標を商標登録簿から抹消することができる。

5.5 登録手続き

オンライン上で商標の検索を行った後、以下の書類各 2 通を登録官に提出することにより、商標の登録を出願することができる。

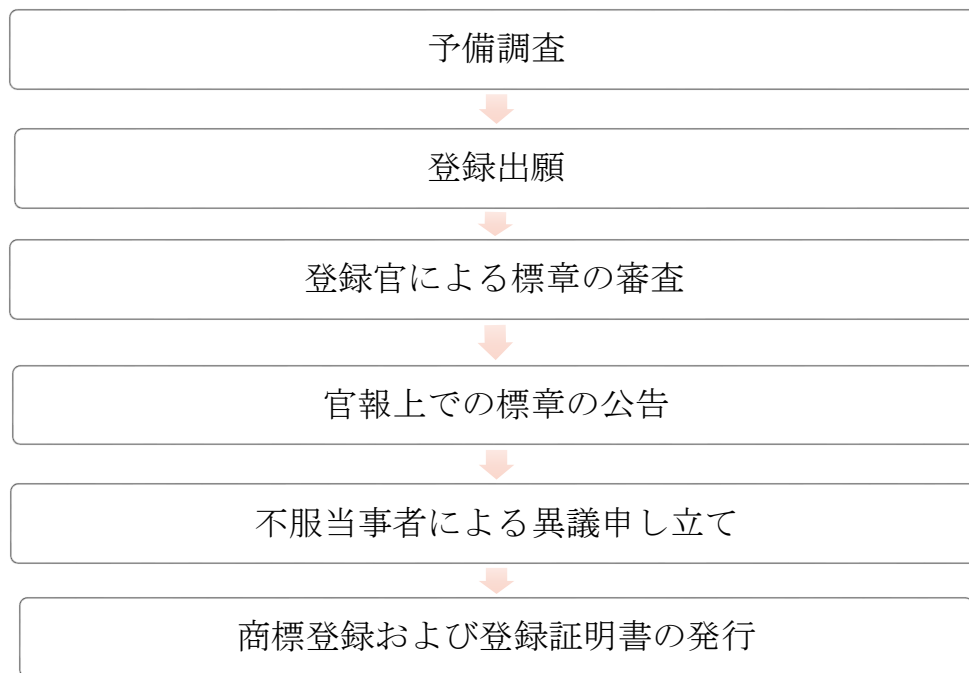
- (a) 出願人が代理人に申請手続きを行う権限を付与する委任状である書式 TM/SM1（主にタンザニアに代表者を置かない個人／法人により用いられる）、および
- (b) 登録局で入手する書式 TM/SM2（6 部の商標の見本と共に TM/SM3 を添付して登録官に提出）

出願は書面により行われ、以下の内容を含むことが求められる。

- (a) 出願人の氏名および住所
- (b) 出願人の取引またはビジネスの内容の説明
- (c) 商標の写し
- (d) 商標登録の申請を行う特定の商品または役務（ニース分類の該当する分類項目による）
- (e) 出願人の住所がタンザニアの外である場合、タンザニア内での送達住所、および
- (f) 出願人またはその提案する登録使用者がタンザニア内で係る商標を使用している、または使用する予定である旨の宣言

商標が、ほかの国において同一の分類項目で登録された場合、出願人は登録官に対し、当該国における登録の証拠（登録証明書）を提出しなければならない。また、登録の証拠が英語以外の外国語である場合、出願者は係る登録証明書の翻訳版を提出しなければならない。

登録には約 3 カ月かかり、以下の手順が必要である。



5.6 商標の国際登録

条約加盟国での商標の登録出願人は、優先権（先の出願の利益を主張する権利）を有し、先の出願の日から6カ月以内に出願された場合、タンザニアにおける登録の日は条約加盟国での出願の日と同一であるとみなされる。商標の登録出願が2か国以上の条約加盟国で行われる場合、係る6カ月の期間は、最も早い出願が行われた日からとなる。

5.7 模倣品

登録商標を使用する独占的権利は、以下の標章の使用により侵害される。

- (a) 登録商品、または密接に関連した商品に係る、欺くかまたは混乱させる恐れがある程度に当該標章と同一または極めて類似する標章の使用であって、(i)商標、商号もしくは社名としての使用であるか、または(ii)商標権者もしくは登録使用者として商標を使用する権利を有する者と関係している、または、その者がビジネスまたは取引において関係する商品もしくは役務と関係していると言及する使用。
- (b) 商標と同一または極めて類似した標章の、取引またはビジネスにおける使用であって、商標の特異性または形成された評価を毀損する使用。

商標権者は侵害を差し止めるために訴訟を提起することができる。

5.8 意匠の保護

タンザニアには意匠を登録する現地システムはない。しかしながら、特許（登録）法（Patents (Registration) Act [Cap 217 R.E 2002]）は、英国で登録された意匠権者の権利が、当該意匠の登録期間においてタンザニアにも及び、英国の登録証明証がタンザニアでも有効なものとして発行されたものであるかのように権利を行使することができる。

ARIPO における特許および工業意匠に関するハラレ議定書（以下「ハラレ議定書」）の下では、デザイナーおよびその所有権の法的継承者（例えば譲受人）は意匠の登録を出願することができる。出願は正当な資格を有する代理人により行われなければならない、出願日の2カ月以内に委任状が提出されなければならない。

ハラレ議定書によると、特に製品の線、輪郭、色彩、形状、生地素材またはその装飾によって、製品の全部または一部が新たな外観を有している場合は、意匠の登録が可能となる。登録の要件を満たすためには、意匠は、既に公開されている意匠と同じであってはならないという意味において新規性を備え、また、意匠の情報に精通した利用者に対し与える全体的な印象が、既に公開された意匠が当該利用者にと与えた全体的な印象と異なる必要があるという意味において独創性を有していなければならない。意匠は、二次元、三次元、またはそのほかの形態をとることができる。

ハラレ議定書によると、以下の場合、意匠登録はできない。

- (a) 意匠が技術的な機能のみに由来する外観を有している場合
- (b) 意匠が適用され、および／または組み込まれた製品をほかの製品と機械的に連結し、または内部・周囲・対面に配置することで、製品またはほかの製品が機能するようにするためには、当該製品の外観が必然的にその形状および大きさで作成されなければならない場合。ただし、モジュラーシステム内の相互に互換性のある製品の組み立てまたは連結を可能とする目的を果たしている意匠は例外である。
- (c) 工業所有権の保護に関するパリ条約において規定された国、ほかの国家機関または国際機関の標章を無許可で用いている意匠
- (d) 公益のために使用される勲章、標章、紋章または認証もしくは保証を示す公的標識および品質証明印を含む意匠
- (e) 優先出願日後に公開され、先の優先出願日において保護された意匠と同一の意匠、および
- (f) 公共政策または公衆の道徳に反する意匠

タンザニアを指定して ARIPO に登録された意匠は、出願日から当初 10 年間保護され、その後は ARIPO において更新の申請を行うことができるが、保護期間は出願日から最長 25 年間である。

5.9 著作権

タンザニアにおける著作権は、著作権・隣接権法（Copyright and Neighbouring Rights Act [Cap 218 R.E. 2002]：以下、「**CNRA**」）によって保護され、タンザニア著作権協会（Copyright Society of Tanzania：以下、「**COSOTA**」）が管轄している。COSOTA は、タンザニア政府により、情報、文化、芸術およびスポーツ省（Ministry of Information, Culture, Arts and Sports）の下に設立された法定機関であり、著作権法を施行する権限が付与されている。

COSOTA の機能には以下が含まれる。

- (a) 著作者、実演者、翻訳者、出版者の権利、特にその権利に関して生じる使用料やほかの報酬の収集および配分に係る権利の促進および保護
- (b) 作品、制作物、および著者、実演者、翻訳者、音響録音製作者、放送局、および出版者の登録簿の管理
- (c) 紛争または侵害が生じた場合における権利者の権利の公表、権利者の証拠の提供、および
- (d) 著作権、フォークロアの表現、および隣接権に関する情報、報告、定期刊行物、書籍、パンフレット、リーフレット等の印刷、出版、および回覧

CNRA に基づき、以下は保護の対象外となる。

- (a) 法律、裁判所および行政機関の決定内容ならびにそれらの公式翻訳
- (b) 出版、放送、またはほかの手段により一般に通知されたニュース
- (c) 著作物において表現、記述、説明、解説、または具象化されたものであっても、そのアイデア、手順、作業方法、概念、原則、発見、または単なるデータ